

これからに向けた 博物館振興施策について

2025年7月2日

文化庁 博物館支援調査官
中尾 智行

令和7年度博物館関連施策について

博物館機能強化推進事業

令和7年度予算額

369百万円

(前年度予算額

397百万円)

【令和6年度補正予算額

140百万円】



背景・課題

令和4年4月、博物館法（昭和26年法律第285号）がおよそ70年ぶりに大幅に改正され、資料のデジタル・アーカイブ化などの博物館の新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間（令和9年度まで）を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるよう基盤の整備を図る。

(1) Innovate MUSEUM事業 (274百万円)

① Museum DXの推進 40百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図る。

- 件数・単価：2件 × 20百万円

② 特色ある博物館の取組支援 198百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

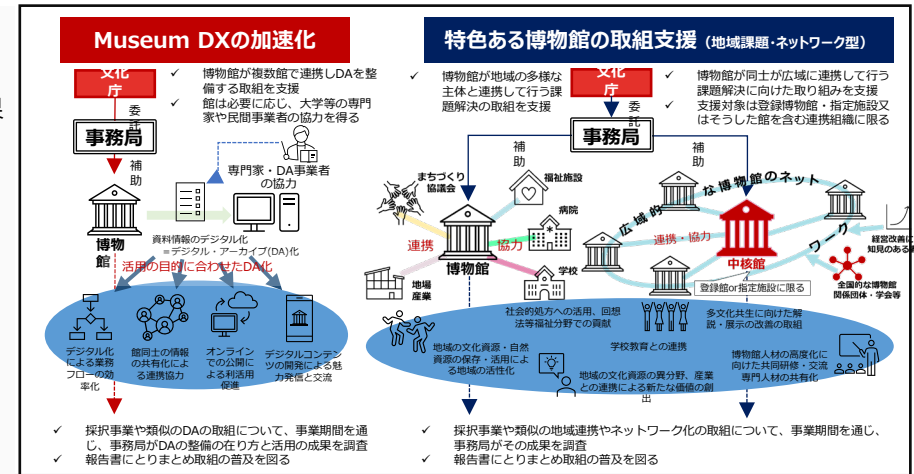
- 件数・単価：i) 地域課題型 81百万円
ii) ネットワーク型 97百万円
iii) 民間博物館活用型 20百万円

※委託事務費 36百万円(①②)

(2) 新制度におけるミュージアム応援事業 (95百万円)

博物館法の改正を踏まえて、i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備、iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価：i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件×10百万円（組織改革・専門人材育成プログラムの開発・実証・派遣等）
ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備 1件×18百万円（専門的人材の派遣）
iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施 57百万円（学芸員資格認定、国による学芸員研修等） 他



アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和5年	令和6年	令和7年
33	30	28

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和5年	令和6年	令和7年
430	430	430

短期アウトカム(成果目標)

初期 (令和7年頃)

事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。(達成度50%)

中期 (令和10年頃)

登録博物館及び指定施設での取組の浸透。(達成度100%)

長期 (令和15年頃)

登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

長期アウトカム(成果目標)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで、広く国民に博物館の社会的価値が認知される。

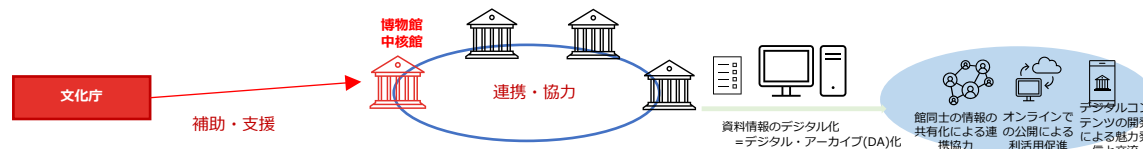
博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

(担当：文化庁企画調整課)

① Museum DXの加速化

Museum DX (博物館DX) 推進事業

- ▶ 地域やネットワークにおける中核的な博物館を対象に、デジタル・アーカイブの先進的な利活用を促進するとともに、館の業務運営の効率化やサービスの向上を行う取組を支援



博物館収蔵資料デジタルアーカイブ推進事業【R6補正】

- ▶ 職員数が少ない等、デジタル・アーカイブ化に着手できない小規模博物館を対象に「メタデータの作成+画像データの取得+公開」を進め、基盤的情報としてのデジタル・アーカイブを推進
- ▶ デジタル化された所蔵資料をジャパンサーチに接続することで、我が国の情報基盤の充実化と横断型検索による利活用の向上、利便性の向上を図る。

◆補助内容

- Museum DX推進事業：補助率定額、上限2千万
- 博物館収蔵資料デジタルアーカイブ推進事業【R6補正】：補助率定額、上限2百万
- 地域課題対応型：補助率：定額（次年度以降、2/3、1/2）、上限5百万
- ネットワーク型：補助率：定額（次年度以降、2/3、1/2）、上限2千万
- 民間博物館活用型：補助率 定額、上限2千万

② 特色ある博物館の取組支援

ネットワーク型

○館種を超えたネットワーク支援型

- ▶ 自治体の枠を超えて複数の博物館やその他の団体が連携する取組を支援

- ▶ 災害対応等、博物館同士や多様な機関との組織連携・ネットワークの形成を通じた資源投入や人材確保、人材・ノウハウ・情報等を共有



- ▶ 博物館同士や多様な機関との組織連携・ネットワークの形成を通じた資源投入や人材確保、人材・ノウハウ・情報等の共有による単館では解決が難しい課題の解決への取組を支援

- ▶ 広域的又は多様な機関等が協働するために、自治体の枠を超えて複数の博物館やその他の団体が連携

- ▶ 中核館が事業に参画する連携館への資源の共有を行い、連携館を牽引

地域課題対応型

- ▶ 博物館が社会や地域における様々な課題に向き合い、解決に向かう先進的な取組（課題解決のために必要な人材確保やアウトリーチ活動を含む。）を支援

- ▶ 博物館とまちづくりや福祉、教育、国際交流、観光、産業、環境などの関連団体、関係者との連携が必須

民間博物館活用型

- ▶ 企業立博物館による公益に資する多様な地域還元型事業への取組を支援することで、民間企業のノウハウを多様な機関等に波及させるとともに博物館の地域活性化や地域住民との関係強化を図る。



目的

博物館の役割が多様化、高度化している現状において、その役割を果たすための技術や知識を持った人材が不足していることが課題となっていることから、学芸員等の資質向上を図るため、博物館の現場に各分野の専門的人材を派遣し、実証事業を通じ、博物館における新しい取り組みを進めるための多様な専門人材の確保と学芸員の質の向上を図る。

事業概要

・デジタルアーカイブ、コンテンツ造成支援、知識・技術の提供

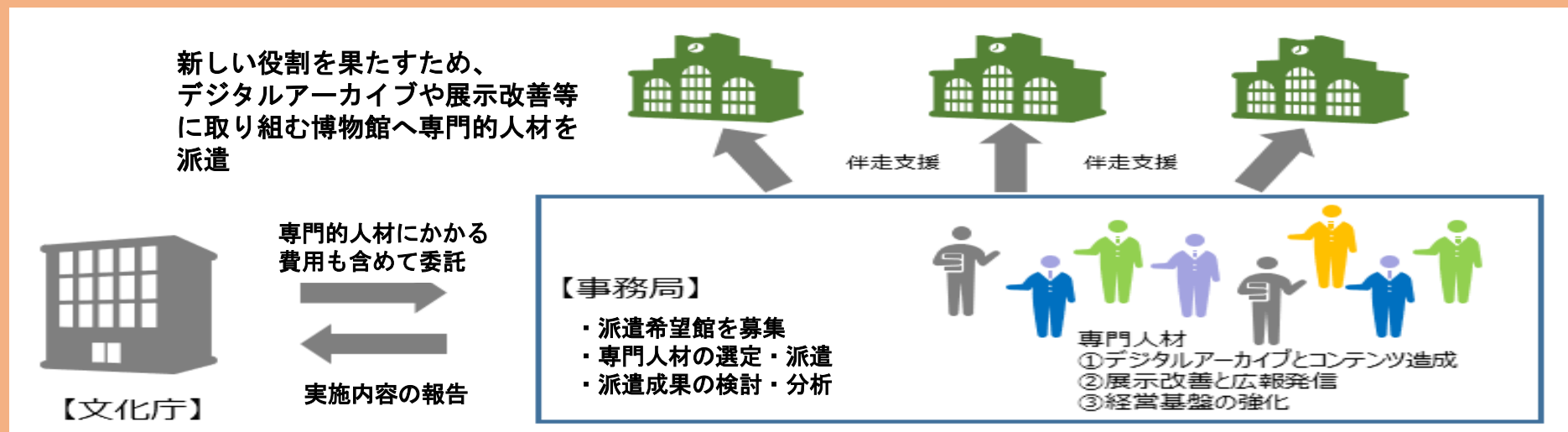
博物館におけるデジタルアーカイブの作成やDXに資するような整備、資料の価値や魅力を伝えるためのコンテンツ造成などに取り組む内容など

・展示や広報発信の改善を行うための支援、知識・技術の提供

観光来訪者への対応や、これからの博物館に求められる社会的価値形成のための、楽しく理解を深めることができる展示や広報発信の改善を行う取組

・ファンドレイジング活動支援、知識・技術の提供

多様な博物館支援を集め、博物館活動の充実に繋げるためのファンドレイジングの取組



令和6年度 博物館機能強化推進事業（専門的人材派遣による博物館支援と職員の資質向上に関する調査研究）

TOP

事業概要

事業への応募

先行事例

説明会

よくある質問

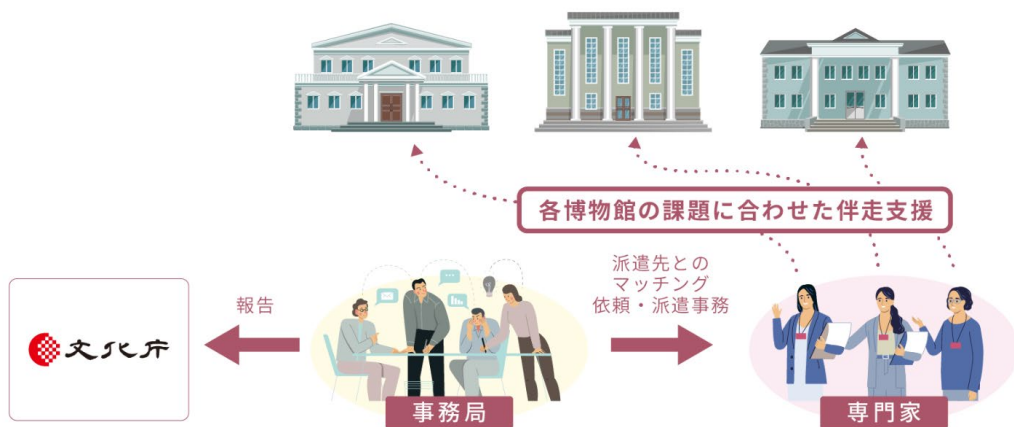
お問い合わせ



▶ 博物館への支援

先行事例

デジタルアーカイブ、コンテンツ造成支援、知識・技術の提供



飛騨みやがわ考古民俗館



パルテノン多摩ミュージアム

令和6年度 博物館機能強化推進事業（専門的人材派遣による博物館支援と職員の資質向上に関する調査研究）

博物館DXについて

博物館法の一部改正（R4.4.15公布）

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四～十二 （略）

公布通知における「留意事項」

3. 第3条第1項第3号に定める博物館の事業としての「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」については、デジタル技術を活用した博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタル・アーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと。

ミュージアムDX

Digital化によって、これからの博物館と文化行政を
より良い方向に変化させる(X:Transformation)



多様化・高度化する博物館への 期待に応えていく

デジタル
トランスフォーメーション

博物館活動・サービスの変革、
新しい価値創造

デジタルイゼーション

業務プロセス(保存管理、研究、
教育、学習、活用)のデジタル化

デジタイゼーション

資料や活動など
情報のデジタル化

図1：DXの実現とそのプロセス

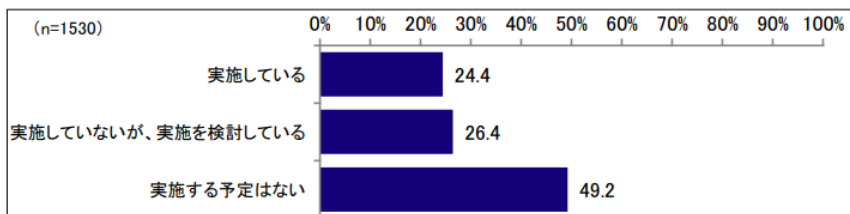
デジタルアーカイブの実施館は4分の1

コロナ禍における博物館を対象としたアンケートでは、実施館は4分の1程度と低調。
実施する予定はないと答えた館が約半数に上る。

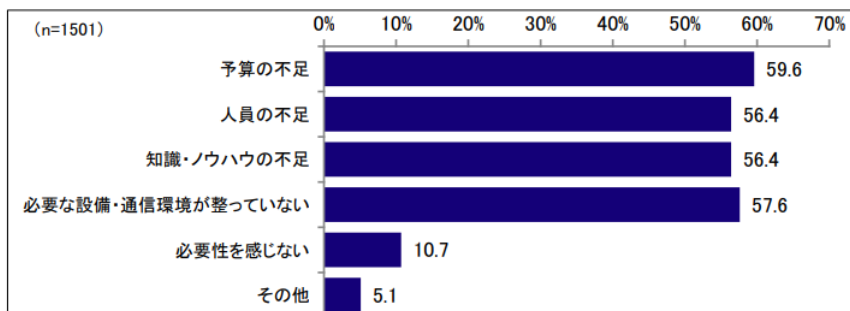
一方で、日博協の総合調査「館の課題」においては77.5%が「webサイト等での資料情報公開が不十分」、73.9%が「資料や資料目録のデジタル化が進んでいない」と答えており課題意識はあるため、事業としての優先順位が低いと推測される。

背景として、取り組みのためのリソース（予算・人員・知識とノウハウ・環境）が博物館現場に揃っていないことがあるが...

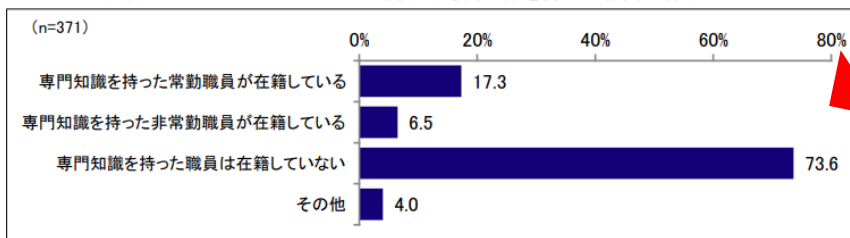
図表 デジタルアーカイブの実施有無



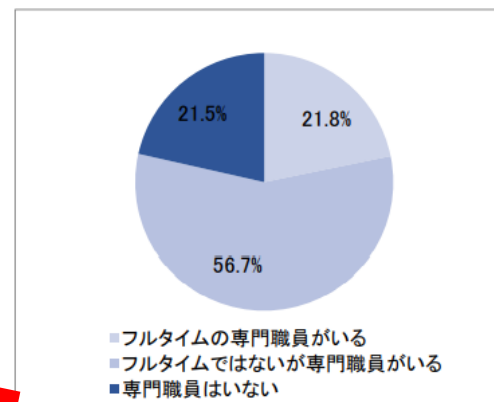
図表 デジタル技術を活用した取組を実施する上での課題



図表 デジタルアーカイブ化に関する専門知識を持った職員の有無



図表 デジタル対応専門の職員の有無



ICOMによる海外館の調査では8割近い博物館にデジタルの専門職員が配置されている結果が確認されている

博物館収蔵資料デジタルアーカイブ推進事業

博物館収蔵資料デジタル・アーカイブ推進事業

令和6年度補正予算

1.4 億円



施策の目的

近年、各地で地震や風水害が発生し、博物館が収蔵する唯一無二の文化財が被災することが増えている。万が一の被災に備えて、収蔵資料の情報をデジタル化する必要（デジタルバックアップ）があるが、現在、法律上の博物館（登録博物館・指定施設）でデジタル・アーカイブを有している館は約3割しかなく（R3年度社会教育調査）、この推進が喫緊の課題となっている。また、デジタル・アーカイブによって博物館で収蔵する地域の文化資源や文化財等に誰もがアクセスできる状態にすることは、ユニバーサルやバリアフリーの観点だけでなく、地域の活性化や地方創生にも資するものであり、高齢化や過疎化の急速な進展といった社会課題に対応するものである。

事業内容

未だ資料のデジタル化が行われていない博物館に対し、収蔵資料のデジタル化による基盤的情報としてのデジタル・アーカイブを推進することで、災害等に備えたデジタルバックアップの形成を図る。また、デジタル・アーカイブを文化遺産オンラインやジャパンサーチ等の国のプラットフォームに接続することで、我が国の情報基盤の充実化と横断型検索による利活用の向上を実現し、国民の学習活動や創造活動の促進に資する。

補助対象：博物館（登録博物館又は指定博物館）
補助率：定額補助

博物館資料のデジタル・アーカイブ

資料情報のデジタル化と蓄積
＝デジタル・アーカイブ(DA)
→災害に備えたデジタルバックアップの形成

オンラインでの公開による
利活用促進

デジタル・アーカイブの利活用による
学習活動や創造的活動の促進

文化遺産オンラインや
ジャパンサーチに接続

JAPAN SEARCH

文化庁

未着手の博物館へ支援

アウトプット（活動目標）

デジタル・アーカイブに着手した博物館
350館の増加（登録・指定施設のうち
50%以上の博物館がDAを保有）

短期アウトカム（成果目標）

唯一無二の文化財が被災した際のデジタル
バックアップが形成される。博物館資料への
アクセス性が飛躍的に向上し、国民の学習活
動や創造活動への利活用が進む

長期アウトカム（成果目標）

博物館資料が我が国の重要な文化資源として、
価値を社会と共有することで次世代に継承す
るとともに、国民の学習・創造的活動の促進
による地域や産業の活性化

（担当：文化庁企画調整課）

補助対象となる博物館

- 登録博物館、若しくは指定施設及び**その他文化庁長官が認める施設**であって、収蔵資料のデジタル化に**未着手**の施設

※「その他文化庁長官が認める施設」には、現時点で登録又は指定の申請を行っていたり、今年度中に申請する計画を有する施設を含む。

- 「未着手」とは

以下の条件の**いずれかに該当する施設**（① or ② or ③）

- ① 申請日時点で公開されている収蔵資料の画像データが**50点未満**であること
- ② 申請日時点で**全収蔵資料の7割以上**の画像データが作成されていないこと
- ③ インターネット上で広く公開されている資料検索システムを備えたデータベース等に収蔵資料の画像データが登録されていないこと。

対象となる例

- 画像データも作成していないし、ホームページもない。
- 画像データは、50点以上持っているけど、公開できていない。
- 画像データをホームページにアップしているけど、画像を貼っているだけで検索できない。

補助事業の対象範囲

収蔵資料データベースの作成を含む、博物館資料のデジタルアーカイブ作成、公開及び発信

【必須】

作成した収蔵資料のデータを50点以上、ジャパンサーチへ連携

ジャパンサーチへの連携は、「文化遺産オンライン」等、「ジャパンサーチへのつなぎ役」となるデータベースへ登録されることが必要



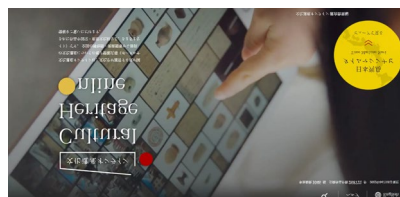
収蔵資料のデジタル化

- ・ 収蔵資料の画像データ作成(撮影・スキャニング等)
- ・ 目録情報・関連情報のデジタルデータ化(メタデータの作成)

50点
以上



つなぎ役



データベースへの登録

- ・ 文化遺産オンライン等、ジャパンサーチの「つなぎ役」となっているデータベースにデータを登録

API連携

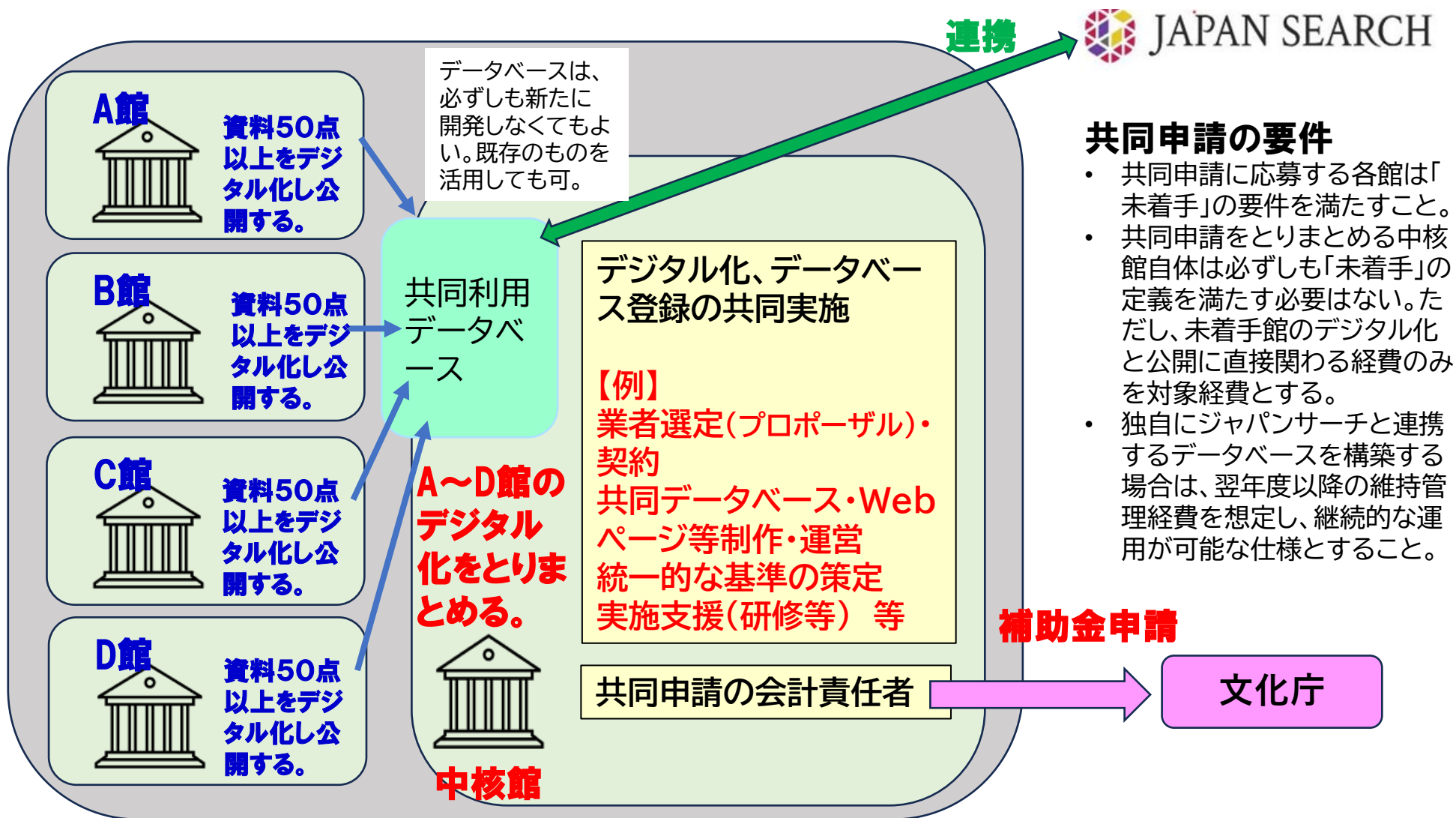


JAPAN SEARCH

「つなぎ役」に登録することで、ジャパンサーチ上で検索可能に

博物館情報の
利活用推進

小規模で、自力での着手が難しい場合 →中核館のサポートで共同実施・共同申請



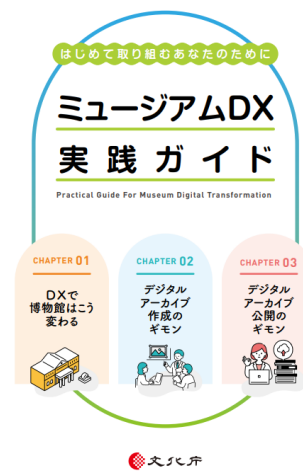
【補助内容】

- 1つの博物館あたりの補助上限200万×共同申請する博物館の数
- 1共同申請あたり2000万円上限

博物館収蔵資料デジタルアーカイブ事業

三次募集を実施します！

- 8月1日募集開始！
- 要件を満たした申請から先着順で採択していきます
(予算が無くなり次第終了)
- 「ミュージアムDX実践ガイド」も、御参考に！



申請に関する相談を受け付けます
事務局までお気軽に！



新しい博物館登録制度について

新たな制度における博物館の類型

登録博物館 (911館)

定 義：博物館法に基づき都道府県・指定都市から登録を受けた博物館
設置者：あらゆる法人（国と独法を除く）
要 件：①資料の収集・保管・展示・調査研究の体制が都道府県教育委員会が定める基準（以下「基準」）に適合すること
②学芸員その他の職員の配置が基準に適合すること
③施設・設備が基準に適合すること ④年間150日以上開館すること
設置者は定期的に都道府県・指定都市に報告
登録の際はインターネットで公表

指定施設 (394館)

定 義：博物館法に基づき都道府県・指定都市又は国から指定を受けた施設
設置者：限定なし（国又は独法が設置するものは国が指定）
要 件：登録に準じた要件（学芸員に相当する職員、年間100日開館）
指定の際はインターネットで公表

法律外の施設 (博物館類似施設) (4466館)

定 義：博物館と同種の事業を行い、博物館法第31条に規定する指定施設と同等以上の規模の施設
設置者：限定なし
要 件：なし

活動・体制を充実して登録を目指す流れ

法的な位置づけがある

法的な位置づけが無い

博物館の登録要件（参酌基準）

博物館法 第13条

第1項第1号

法人であること

- ・ 経済的基礎、役員の社会的信望等

第1項第2号

登録取り消しから二年を経過しない者でないこと

第1項第3号

博物館事業を行うために必要な体制

第1項第4号

学芸員その他の職員の配置

第1項第5号

施設及び設備

第1項第6号

年150日以上の開館

博物館法施行規則 第19条

博物館の体制に関する基準

- ・ 基本的運営方針の策定と公表
- ・ 公益性をもった運営体制の整備
- ・ 資料の収集管理方針の策定
- ・ 資料を体系的に収集する体制の整備
- ・ 目録を作成し、管理・活用する体制の整備
- ・ 資料の展示体制の整備
- ・ 資料の調査研究体制の整備
- ・ 学習機会を提供し、教育活動を行う体制の整備
- ・ 職員の研修機会の確保

博物館法施行規則 第20条

博物館の職員に関する基準

- ・ 館長の配置
- ・ 学芸員の配置
- ・ 運営に必要な職員の配置

博物館法施行規則 第21条

博物館の施設及び設備に関する基準

- ・ 資料の収集、保管、展示、調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設・設備の整備
- ・ 防災・防犯に必要な施設・設備の整備
- ・ 利用者の安全・利便性の確保に必要な配慮
- ・ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮

登録博物館等が優遇措置を受けられる制度の例

美術品補償制度

美術品の評価額の高騰や保険料率の上昇により、展覧会主催者の損害保険料の負担が増大していた状況を踏まえ、**借り受けた美術品の損害を政府が補償**する制度。展覧会において海外等から借り受けた美術品に、万一損害が発生した場合に、その損害を総額の一定部分は主催者が負担し、それを超える部分を国が補償する。（補償上限額 950億円）。



ゴシック展
We are collecting as high as 100,000 yen for the exhibition.

【補償対象の展覧会の例】
ゴシック展—響きあう魂 ヘレーネとフィンセント
(令和3年9月18日～令和3年12月12日)
出典：東京都美術館HP

登録美術品制度

重要文化財や国宝、その他世界的に優れた美術品を、国が登録し、登録した美術品を美術館において公開する制度。**登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品を展示する施設が、登録美術品を公開することのできる美術館となることができる**。登録美術品は、相続が発生した場合、他の美術品とは異なり、国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能。



【登録美術品の例】
登録番号2：花鳥文様象耳付大花瓶（金森宗七 制作）
公開館：東京国立近代美術館（国立工芸館）

出典：文化庁HP

特定美術品制度

文化財保護法に基づく「認定保存活用計画」に基づき、特定美術品を**登録博物館及び博物館相当施設からなる寄託先美術館へ寄託**していた者から、相続又は遺贈によりその特定美術品を取得した**寄託相続人は**、寄託先美術館への寄託を継続する場合、その寄託相続人が納付すべき**相続税のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予**され、寄託相続人の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除される。

希少野生動物種譲渡し規制の緩和

種の保存法で指定された希少野生動植物種は原則、譲渡し等の取引や取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告が禁止されており、展示・教育、学術研究等のために、これらの希少野生動物種の譲渡しを行う場合、事前の許可申請・協議が必要となる。**登録博物館又は博物館相当施設における展示のために譲渡し等をする場合（生きている個体に係るものを除く）、これらの事前の許可申請が免除され、事後30日以内の届出・通知だけで譲渡しを行うことが可能**。

著作物の複製等

登録博物館及び博物館相当施設は、図書館と同様に、**その営利を目的としない事業として、図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる**。また、国立国会図書館が、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（絶版等資料）による自動公衆送信を受け、その営利を目的としない事業として、利用者の求めに応じ、提供することができる。

登録博物館に関する主な税制上の優遇措置

○国税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館※において標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合の関税の免除	博物館等が、標本等として用いる物品を輸入した場合、又は当該物品を寄贈された場合には、関税は免除される。 ※ 国及び地方公共団体が設置する博物館は登録を受けているかどうかにかかわらず対象
博物館を支援する者に係る優遇措置	
博物館への贈与及び遺贈のみなし譲渡所得の非課税	個人が財産を公益社団・財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人に贈与又は遺贈をする場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合には、当該財産の贈与又は遺贈はなかったものとみなされ、みなし譲渡所得課税の規定は適用されず、所得税は課税されない。
博物館※に寄託している登録美術品についての相続税の物納順位の特例	納付すべき相続税額を延納によっても納付することが困難な場合、美術品の美術館における公開の促進に関する法律に規定する登録美術品（相続時に既に登録を受けているものに限る。）を相続税の物納に充てることができる。その際、物納の優先順位が通常の動産については第三位であるが、当該美術品については、第一位に繰り上げられる。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館※に寄託している特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の特例	文化財保護法に基づく保存活用計画を策定し、国の認定を受けて美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）については相続税の納税猶予の特例が認められている。 ※ 博物館相当施設も対象
◆ 博物館の事業に供するための土地収用に伴い土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	収用等に伴い、博物館を設置運営する法人に土地等を譲渡する場合には、譲渡所得の特別控除又は代替資産の取得に伴う特例の適用を受ける。

○地方税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
◆ 博物館の事業に対する事業所税の非課税	博物館を設置する法人の博物館の事業に対する事業所税が非課税とされている。 地方税法第701条の34第3項第3号
◆ 博物館において直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税が非課税とされている。 地方税法第348条第2項第9号
◆ 博物館において直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税が非課税とされている。 地方税法第73条の4第1項第3号
◆ 博物館の設置を主の目的とする者に対する法人住民税の非課税	博物館の設置を主の目的とする公益社団・財団法人は法人住民税が非課税とされている（収益事業を行う場合はこの限りでない）。

◆ 登録博物館のみに適用される優遇

博物館と法改正についてのwebプロモーション 「博物館総合サイト」



改正法に示された日本の博物館振興の今後の方向性と、博物館に求められる社会的役割等について、博物館関係者のみならず、広く国民にも情報提供

博物館そのものに対する理解とともに、博物館法制度や登録制度の仕組みと役割について分かりやすい情報を発信・普及

「全国の博物館」リストでは全国の登録博物館・指定施設を一覧性をもって表示

日本地図のボタンから「登録博物館」、「指定施設」の区分リストから各館のHPにリンク

文化遺産オンライン、ジャパンサーチなど他の文化関連ポータルサイトとも連携

登録の情報提供にご協力ください。





1. ロゴマークの目的

- ・ 博物館制度そのものの認知度向上
 - ・ 各登録博物館・指定施設の信用や認知度の向上
- ※国民や海外観光客に対して、各博物館の活動の充実度や公益性が担保されていることを効果的に発信できると考えられる。

2. デザインの意図

日本の歴史や自然のなかで育まれてきた多種多様な文化芸術や自然資料を収集し、その価値と魅力を伝えながら後世に継承する博物館。

そのマークにはやはり、日の丸がふさわしいと考えた。

太陽をかたどった日の丸は情熱や活力を象徴する。

また円という形状は、整った安定性や完全性を示しながらも形にとられない多様性を持つ。

かつて定まった価値の殿堂であった博物館はいま、あらゆる人々の多様な意識と価値が響きあうコミュニケーションの場として変化している。

これからの日本の博物館、地域から広く世界にも繋がるJAPAN MUSEUMのマークとして、日の丸をベースにJとMを組み込んだ対称的なデザインに込めたのは、多様な人々の活力が集い、新しい価値を生み出す情熱の場としての博物館への想いである。

利用者からみた登録博物館

- ・資料の収集、保管、展示、調査研究に係る体制が整備されている
- ・学芸員その他の職員が配置されている
- ・必要な施設・設備が整備されている



基準を満たした
登録博物館

安心・信頼

- | | |
|-------|-------------------|
| 鑑賞 | 質の高い展示、多様な利用者への配慮 |
| 参加 | 充実した体験・教育プログラム |
| 学習 | 専門家によるリファレンス |
| 寄贈・寄託 | 安定した資料の管理体制 |
| 寄付 | 将来に向けた信頼できる事業活動 |



新たな博物館法制度が目指す「博物館の機能強化」のための好循環

